（表面）

日本政府

第二十七回特別給付金国庫債券

記名

弐百万円

〇号　1111111

1　この国債は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条の規定により発行するものであり、無利子であります。

2　この国債は、平成00年00月00日までに、額面金額を均等償還20回払の方法で、10万円ずつ毎年0月00日及び00月00日に償還します。

ただし、当該支払期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、これらの日の翌日に支払います。

3　この国債の償還金は、記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店において、この証券に附属している賦札と引換えに記名者その他正当な権利者に支払います。

なお、その際、賦札の裏面には、記名者があらかじめ届け出ておいた印鑑と同一の印又は正当な権利者の印を押す必要があります。

財務大臣

財務大臣之印

4　この国債は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令第1条に定められた場合のほかは、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできません。

5　この証券の記名、印鑑又は償還金支払場所の変更の届出は、記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店において取り扱います。

ただし、償還金支払場所の変更の届出は、記名者が新たに指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店でも取り扱います。

6　この証券の汚染若しくはき損による引換請求又は滅失若しくは紛失の届出は、日本銀行の本店、支店、代理店又は記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた国債代理店において取り扱います。

7　この国債の各賦札の償還金の消滅時効は、10年で完成します。

平成〇〇年〇〇月〇日発行

11111111　1111111

国立印刷局製造

日本政府
賦札
第二十七回特別給付金国庫債券
記名
償還金100,000円
平成〇〇年〇〇月〇〇日渡し
（〇号）
00/00
00/0
証券番号
11111111　1111111